

財団法人文京アカデミー旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミーの業務のため、旅行する職員の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令)

第2条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行う。

(旅費の支給)

第3条 職員が旅行した場合は、文京区が定める職員の旅費に関する条例（昭和34年7月文京区条例第30号）の例による。ただし、支給区分における職については、理事長が別に定める。

(派遣職員の取扱い)

第4条 派遣職員の旅費の支給については、文京区職員の派遣に関する取決め書の定めるところによる。

付 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成10年12月9日）から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成18年3月31日）から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

